

令和7年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年11月21日（金） 午前8時54分から午前10時09分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	欠	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	欠	中牧 龍次	欠	細川 健一	出	岩下 広美
出	門倉 重秋	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	中尾 明德	出	有馬 研一	欠	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		
出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
 次長兼農地係長 松元 敏幸
 主幹兼振興係長 尾崎 直人
 主 幹 前迫 篤弘
 主 査 角野 勝行
 主 事 清水 雄世
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
 主 幹 久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）

6 総会日程〔議事〕

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 森園 浩美 委員 ・ 田村 利秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年11月21日（金） 開会 午前8時54分 閉会 午前10時09分

鹿屋市7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席委員は、本田委員、堀之内委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、中牧委員、新地委員、細川委員、上別府委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号16番の森園委員と17番の田村委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第55号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第55号につきましては、1頁から65頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和8年2月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が8万2千364㎡で、畑が23万6千945.75㎡で、計31万9千309.75㎡となっています。農地の貸出し者は114人、農地の耕作者となる配分予定者は73人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から2番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で再設定。2番は、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に3頁、3番は、設定期間が2年です。3番は、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、後ほど説明します。4番から9頁の16番は、設定期間が3年です。4番は、

賃借権で再設定。

次に4頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に5頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に6頁、9番は、賃借権で再設定。10番は、賃借権で新規設定。

次に7頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、賃借権で再設定。

次に8頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に9頁、15番は、賃借権で新規設定。16番は、賃借権で再設定。

次に10頁、17番から27頁の50番は設定期間5年です。17番、18番は、賃借権で再設定。

次に11頁、19番は、賃借権で新規設定。20番は、農業員会の取り決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に12頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に13頁、23番は、賃借権で新規設定。24番は、賃借権で再設定。

次に14頁、25番、26番は、賃借権で再設定。

次に15頁、27番、28番は、賃借権で再設定。

次に16頁、29番は、賃借権で再設定。30番は、賃借権で新規設定。

次に17頁、31番は、使用賃借権で再設定。32番は、賃借権で再設定。

次に18頁、33番、34番は、賃借権で再設定。

次に19頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に20頁、37番は、賃借権で新規設定。

次に21頁、38番は、賃借権で新規設定。39番は、賃借権で再設定。

次に22頁、40番、41番は、賃借権で再設定。

次に23頁、42番、43番は、賃借権で再設定。

次に24頁、44番、45番は、賃借権で再設定。

次に25頁、46番、47番は、賃借権で再設定。

次に26頁、48番、49番は、賃借権で再設定。

次に27頁、50番は、賃借権で新規設定。51番は、設定期間が6年です。51番は、賃借権で再設定。

次に28頁、52番は、設定期間が8年です。52番は、賃借権で新規設定。53番から61頁の116番は、設定期間が10年です。53番は、賃借権で新規設定。

次に29頁、54番、55番は、賃借権で新規設定。

次に30頁、56番は、賃借権で新規設定。57番は、賃借権で再設定。

次に 31 頁、58 番、59 番は、使用貸借権で再設定。

次に 32 頁、60 番は、賃借権で再設定。61 番は、賃借権で新規設定。

次に 33 頁、62 番は、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、63 番は、賃借権で再設定 64 番は、賃借権で新規設定。

次に 35 頁、65 番は、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

66 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、67 番、68 番は、賃借権で新規設定。

次に 37 頁、69 番は、賃借権で再設定。70 番は、賃借権で新規設定。

次に 38 頁、71 番は、使用貸借権で再設定。72 番は、賃借権で再設定。

次に 39 頁、73 番、74 番は賃借権で再設定。

次に 40 頁、75 番は、賃借権で新規設定。76 番は、賃借権で再設定。

次に 41 頁、77 番、78 番は賃借権で再設定。

次に 42 頁、79 番、80 番は賃借権で再設定。

次に 43 頁、81 番は、賃借権で再設定。82 番は、賃借権で新規設定。

次に 44 頁、83 番は、賃借権で再設定。

次に 45 頁、84 番、85 番は、賃借権で再設定。

次に 46 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に 47 頁、88 番、89 番は、賃借権で再設定。

次に 48 頁、90 番は、使用貸借権で再設定。91 番は、賃借権で新規設定。

次に 49 頁、92 番、93 番は、賃借権で再設定。

次に 50 頁、94 番は、賃借権で再設定。95 番は、使用貸借権で再設定。

次に 51 頁、96 番は、使用貸借権で再設定。97 番は、賃借権で再設定。

次に 52 頁、98 番、99 番は、賃借権で再設定。

次に 53 頁、100 番、101 番は、賃借権で再設定。

次に 54 頁、102 番、103 番は、賃借権で再設定。

次に 55 頁、104 番は、賃借権で再設定。

次に 56 頁、105 番、106 番は、賃借権で再設定。

次に 57 頁、107 番、108 番は、賃借権で再設定。

次に 58 頁、109 番は、使用貸借権で再設定。110 番は、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に 59 頁、111 番は、賃借権の新規設定。112 番は、賃借権の再設定。

次に 60 頁、113 番、114 番は、賃借権で再設定。

次に 61 頁、115 番、116 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 62 頁までの 116 件の中間管理権設
すが、2 頁の 1 年もの 2 番、3 頁の 2 年もの 3 番、58 頁の 10 年もの 110 番が農業委員会
の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席をいただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 　2 頁の 2 番、3 頁の 3 番及び 58 頁の 111 番は、借人の永山委員が賃借権の新規設定及
び再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満
たしていると考えます。以上です。

議 長 　永山委員に係る 1 年もの 1 件、2 年もの 1 件、10 年もの 1 件です。ご意見・ご異議あり
ませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（永山委員：着席）

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、11 頁の 5 年もの 20 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますが、新地委員が
欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 　11 頁の 20 番は、借人の新地委員が関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地
中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上
です。

議 長 　新地委員に係る 5 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35 頁の 10 年もの 65 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますが、中牧委員が
欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 　35 頁の 65 番は、借人の中牧委員が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の
推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　中牧委員に係る 10 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 111 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、63 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 63 頁から 65 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。63 頁の 1 番から 64 頁 7 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、63 頁の 1 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 1 千 178 m²です。2 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 1 千 184 m²です。3 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 870 m²です。4 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 1 千 834 m²です。

次に 64 頁、5 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 1 千 170 m²です。6 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 586 m²です。7 番は、串良町有里の畑が 3 筆で 2 千 730 m²です。つづきまして、65 頁の 1 番から 3 番は、鹿児島県地域振興公社が受け手に売り渡すもので、1 番は、川東町の畑が 2 筆で 4 千 032 m²です。2 番は、串良町有里の畑が 1 筆で 1 千 447 m²です。3 番は、上野町の畑が 1 筆で 2 千 153 m²です。記載の 10 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、66 頁、議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 56 号につきましては、66 頁から 72 頁です。今回は、所有権移転が 27 件、賃貸借権が 1 件の合計 28 件です。

初めに、66 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 315 m²の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 2 千 659 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 847 m²の売買です。4 番は、畑が 2 筆で 5 千 594 m²の売買です。5 番は、田が 1 筆で 700 m²の売買です。

次に、67 頁です。6 番は、畑が 1 筆で 26 m²の贈与です。7 番は、畑が 1 筆で 428 m²の売買です。8 番は、畑が 1 筆で 1 千 138 m²の贈与です。9 番は、畑が 3 筆で 4 千 749 m²の売買です。

次に、68 頁です。10 番は、田が 6 筆、畑が 2 筆で 1 万 1 千 249 m²の売買です。11 番は、田が 2 筆、畑が 1 筆で 3 千 260 m²の贈与です。12 番は、田が 2 筆で 2 千 545 m²の贈与です。

次に、69 頁です。13 番は、畑が 1 筆で 467 m²の売買です。14 番は、田が 1 筆で 333 m²の売買です。15 番は、畑が 1 筆で 1 千 471 m²の売買です。16 番は、田が 1 筆、畑が 3 筆で 2 千 985 m²の売買です。

次に、70 頁です。17 番は、田が 1 筆で 490 m²の売買です。18 番は、畑が 2 筆で 5 千 624 m²の売買です。19 番は、田が 2 筆で 642 m²の売買です。20 番は、田が 1 筆で 1 千 212 m²の売買です。21 番は、畑が 2 筆で 1 千 685 m²の売買です。

次に、71 頁です。22 番は、畑が 1 筆で 419 m²の贈与です。

次の 23 番から 72 頁の 28 番まではすべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、66 頁から 72 頁までの 28 件の許可申請ですが、調査がなされていますので、71 頁の 23 番を田中委員に、24 番を永山委員に、25 番、26 番を岩下委員に、72 頁の 27 番と 28 番を中塩屋委員に、報告をお願いします。

田中 議席番号 5 番の田中です。

去る 11 月 12 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

71 頁の 23 番です。申請者は市外の方で、畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、馬鈴薯を作付けするとのことでした。

農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

永山 推進委員の永山です。

去る 11 月 12 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

24 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、とうがらしやさつまいもを作付けするとのことでした。

農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

岩下 推進委員の岩下です。

去る 11 月 13 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

25 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については借りることを確認できました。取得する農地では、落花生やきゅうり等を作付けするとのことでした。

26 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、今後購入することを確認できました。取得する農地では、オリーブ等の果樹を作付けするとのことでした。

以上農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

中塩屋 議席番号 7 番の中塩屋です。

去る 11 月 13 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

72 頁の 27 番です。申請者は市外の方で、畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、たまねぎやキャベツ、じゃがいも等を作付けするとのことでした。

28 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆の賃借権を 1 年間設定するもので、農作業に必要な農機具等については、確認できました。取得する農地では、ぶどうを作付けするとのことでした。

以上農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 28 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、73 頁、議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 57 号につきましては、73 頁です。

今回は、2 件です。1 番及び 2 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、73 頁の 1 番と 2 番を寺下委員に、報告をお願いします。

寺 下 議席番号 9 番の寺下です。

去る 11 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

今回は 2 件です。73 頁の 1 番ですが、申請地は下方限自治公民館の西南西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第 2 種農地と

判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「作業場」を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に2番ですが、申請地は東西自治公民館の東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地を「公衆用道路」として整備する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、74頁、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　　議案第58号につきましては、74頁から78頁です。

今回は、16件です。

初めに74頁です。

1番は、宅地分譲地を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、賃貸マンション、駐車場及び車両通路を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、賃貸アパート及び駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、75頁です

4番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

5番は、建売住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第9回総会で審議済です。

6番は、特定建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第10回総会で審議済です。

7番は、儀式場及び駐車場を整備するもので農地区分は1の5です。なお、令和6年度第12回総会で審議済です。

次に、76頁です。

8番は、一般住宅及び倉庫兼車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和7年度第2回総会で審議済です。

次の9番から、78頁の16番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、76頁の9番から11番を松元委員に、77頁の12番から14番を徳田委員に、78頁の15番と16番を谷口委員に報告をお願いします。

松元 推進委員の松元です。

去る11月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

76頁の9番ですが、申請地は上小原小学校の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、10番ですが、申請地は東原小学校の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市内の鉄工業者で、申請地に「資材置場及び駐車場」を整備する計画です。申請地は、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に、11番ですが、申請地は鹿屋東中学校の西南西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に自身の経営する飲食店のための「貸し駐車場」を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、9番から11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

徳田 議席番号6番の徳田です。

去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

77頁の12番ですが、申請地は横山簡易郵便局の南南西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当がいとすると判断しました。

次に、13番ですが、申請地は鹿屋上野郵便局の東南東に位置し、申請地付近は、農地の

広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅と通路」、併せて、自身の経営する建築塗装業のための「貸事務所」を建設、整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、14番ですが、申請地は、市民いこいの森運動公園の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあ、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「自動車修理工場、事務所及び駐車場」を建設・整備する計画です。周辺は、第1種農地の許可要件である「流通業務施設等」に該当すると判断しました。

以上、12番から14番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。

去る11月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

78頁の15番ですが、申請地は鹿屋特別支援学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の宅建業者で、申請地に「建売住宅及び通路」を建設・整備する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、16番ですが、申請地は県民健康プラザの北西に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅及び物置」併せて、自身が管理者を務める介護事業所のための「貸し駐車場」を建設・整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、15番から16番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、79頁、議案第59号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いし

ます。

尾 崎 議案第 58 号につきましては、79 頁から 80 頁です。

79 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 1 件です。対象面積は、農業用が 1 件 3 筆の 364 m²です。次の 80 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、79 頁の 1 番を永山委員に、報告をお願いします。

永 山 推進委員の永山です。

去る 11 月 12 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。79 頁をご覧ください。

1 件で、用途変更の申し出です。周辺図等は 80 頁です。申請人は市内の法人で、申請地は「東原簡易郵便局」の北に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である「ロール置場」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、81 頁、議案第 60 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 60 号につきましては、81 頁です。

今回は 3 件です。1 番から 3 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、81 頁の 1 番と 2 番を田中委員に、3 番を中塩屋委員に報告をお願いします。

田 中 議席番号 5 番の田中です。

去る 11 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

81 頁の 1 番です。申請地は、鹿屋体育大学の北東に位置し、昭和 40 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がな

いと判断しました。

次に2番です。申請地は、鹿屋体育大学の北西に位置し、平成5年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

中塩屋 議席番号7番の中塩屋です。

去る11月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

3番です。申請地は、鹿屋警察署上小原駐在所の東北東に位置し、昭和頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明・報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、82頁、議案第61号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第53号につきましては、59頁から61頁です。

今回新たに、譲渡希望が82頁の1番から84頁の13番の13件ですのでお目通し願います。なお、6番は無償。3番、4番、6番、8番、11番は、賃貸借も可としております。また、今回新たに賃貸借希望が、85頁の1番及び7番ですのでお目通しをお願いします。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。82頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番を西ノ原委員と谷口委員に、2番を四元委員と細川委員に、3番の串良町有里を田村委員と松元委員に、串良町の下小原を村山委員と上別府委員に、4番を堀之内委員と矢野委員に、5番、6番を森園委員と新地委員に、7番と、83頁の8番を川崎委員に、9番を田原委員と門倉委員に、10番を徳田委員と折尾委員に、11番を中塩屋委員と垣内委員に、12番をわたくし福元と入佐委員に、84頁の13番を田中委員と下久保委員に、お願いします。

次に、85頁、賃貸借希望の1番をわたくし福元と入佐委員に、2番、3番を堀之内委員

と矢野委員に、4番を徳田委員と折尾委員に、5番を田中委員と下久保委員に、6番を本田委員と福元里美委員に7番を四元委員と細川委員に、お願いします。

次に、86頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 資料86頁をご覧ください。合意解約につきましては、86頁から94頁です。今回は16件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、86頁から94頁まで16件の合意解約です。報告しておきます。次に、95頁、「地域計画の内容変更に対する意見書の提出について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 資料95頁をご覧ください。本意見書は、農業経営基盤強化促進法第19条第6号に基づき、鹿屋市長より地域計画の変更に係る意見をもとめられたもので、国の定める「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、専決処分したものです。今後、地域計画の内容変更に対する意見書の取扱いにつきましては、同様に、専決処分後に総会にて報告させていただくことについて、総会の申し合わせ事項として取り扱いさせていただきたいと考えます。

それでは、地域計画の内容変更に対する意見書の提出について報告します。変更目的は、新たな農業者の位置づけを行うためのもので、令和7年9月26日及び令和7年10月27日付けで「意見なし」の意見を付して提出しております。意見なしの理由としたしましては、今回、地域計画に位置付ける農業者につきましては、「本人から、地域計画への位置づけの申し出があったこと」「認定農業者及び認定新規就農者であり、地域農業の担い手であることから、本来位置づけを行うべき者であること」「認定農業者や認定新規就農者が制度資金の負担軽減措置や補助事業の採択要件を活用するためには、地域計画への位置づけが必須であること」などから、変更には支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま事務局がご説明しました、地域計画の内容変更に対する意見書の提出については、国の基本要綱では専決処分により行うことができることとしており、今後、同様の案件につきましては、総会での報告といたします。

以上で、第8回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からありませんか。

松元 わたくしから、前回の総会で委員さんからご質問のあった件について回答させていただきます。まず1点目が中間管理機構を通して貸借をしている農地に対して公共工事で一時使用は可能かという質問だったと思います。中間管理機構に確認をしたところ貸主と借主

の直接契約ではないので、契約を解約して、工事終了後また、契約を結び直してくださいという内容でした。、ただ解約に3ヶ月程かかり、工事で貸した後に契約を結びなおすのに4ヶ月程かかるため、現実的に難しく、できないというふうに、我々は思ったところでした。

もう1点です。農地の転用許可があった場合、以前は看板を設置して、いつ許可をしたというのをわかるようにしていました。これについては、どのような状況で看板の設置が始まって、どういう経緯でなくなったのかの確認はできませんでした。他市町村に聞き取りをしましたがやってないということでした。そして、我々事務局でも話しましたが、今後また看板設置をするということは、事務局としては、考えておりません。以上で前回の質問についての回答とさせていただきます。

次に農業まつり関係です。11月9日日曜日、輝北地区では、星のふるさと輝北まつりで吾平地区では、美里あいら農業祭が行われまして、当日はあいにくの雨の中でしたが、委員の方々には相談対応していただき、ありがとうございます。

今週の日曜日23日には、鹿屋地区では、鹿屋市農業まつり、串良地区では、くしら黒土祭りが開催されます。忙しい中ですが、農地相談の対応される委員さんはよろしくお願ひします。串良の黒土まつりにつきましては、串良総合支所から、参加する委員さんの封筒には、駐車券を入れましたので、駐車券を出して入ってくださいということでしたので、よろしくお願ひいたします。農業まつりについては以上です。

続きまして来年1月総会の会場変更についてです。令和8年1月23日（金）は、市長選の準備で、この7階大会議室が使用できないため、総会の会場が変更になります。現在会場の調整中ですので会場については後日周知いたします。また、開始時間については後ほど説明いたします。

続きまして、忘年会の時期になりましたが、農業委員会では例年、忘年会の日程調整が非常に難しいことから、新年会を開催しておりますが、今年度も1月の総会の日には新年会を開催したいと思います。日程は1月総会の日、1月23日（金）の18時開始で調整したいと思います。また、先ほど、来年1月の総会は会場が変更になるとお伝えしましたが、総会の開始時間は新年会を開催する関係で、総会の開始時間は午後3時から午後4時の間で現在調整中です。決まり次第周知いたします。調整中が多く申し訳ありませんがよろしくお願ひします。以上です。

尾 崎 今回、農業会議から農業者年金の加入推進資材として、マイクロファイバークロスが配布されましたので、皆様に5枚ずつ配布しております。加入推進の戸別訪問の時などに、ご活用いただきますよう、お願ひいたします。

また、9月の第6回総会時に配布した、あっせん申出リストに不備があった件について、今回、委員名や申出期間を修正したリストを改めて作成いたしましたので、配布させていただきます。地域農業者からの農地相談等にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

局長 それでは、12月の調査委員を申し上げます。12月12日金曜日、4条・5条の調査が、蔵ヶ崎委員、入佐委員です。12月12日、金曜日、農振調査が寺下委員、門倉委員です。12月15日月曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、鶴田委員です。12月15日月曜日、3条調査が、村山委員、中尾委員です。12月の総会は、12月23日火曜日の9時から、市役所7階大会議室となります。以上です。

議長 他にありませんか。ないようですので、推進委員の方から本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これを持ちまして令和7年度第8回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)